

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

「日本金融ハイブリッド証券ファンド（繰上償還条件付）2012-07」の設定

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（東京都中央区：代表取締役社長 数間 浩喜）は、主に日本の金融機関グループが発行した外貨建て（米ドル建て、ユーロ建て、英ポンド建て等）のハイブリッド証券（期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券等）を主要投資対象とする、単位型投信「日本金融ハイブリッド証券ファンド（繰上償還条件付）2012-07（以下、当ファンド）」を2012年8月1日に設定します。

設定・運用：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号

加入協会：社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

【本件に関するお問い合わせ】 営業部 03-5290-3519

ファンドの特色

ファンドの目的

当ファンドは、主に日本の金融機関グループ（銀行本体およびそれぞれの子会社、関連会社を含みます。以下同じ。）が発行した外貨建て（米ドル建て、ユーロ建て、英ポンド建て等）のハイブリッド証券（期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券等をいいます。以下同じ。）への投資を通じて信託財産の成長を図ることを目的とします。

ファンドの特色

1 主に日本の金融機関グループ*が発行した外貨建て（米ドル建て、ユーロ建て、英ポンド建て等）のハイブリッド証券を主要投資対象***とし、信託財産の成長を目指します。**

* 銀行本体及びそれぞれの子会社、関連会社も含みます。

** ハイブリッド証券とは、株式と債券の両面の性格を持った証券で、劣後債（期限付劣後債、永久劣後債）、優先出資証券等を言います。

*** 投資対象とするハイブリッド証券は、信託期間満了前に次回の繰上償還可能日を迎える銘柄を中心とします*。保有する証券が償還した場合は、原則、前記の投資対象とするハイブリッド証券に再投資を行いますが、ハイブリッド証券の取引状況、当ファンドの残存信託期間、キャッシュマネジメント等によっては、再投資を行わず、公社債、短期金融商品等による運用を行う場合があります。

※投資対象とするハイブリッド証券は、繰上償還可能日に償還が約束されているものではありません。

※同一金融機関グループのハイブリッド証券への投資割合は、原則、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

2 外貨建て資産については、原則として日本円へ為替のフルヘッジを行い、為替変動リスクを低減する運用を行います。

3 年4回（原則、3、6、9、12月の各14日、当該日が休業日の場合は翌営業日）決算を行い、利子・配当等収益を中心に分配を行います。

◆初回決算日は、2012年12月14日（金）となります。

◆将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

◆分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

4

基準価額*が11,000円以上となった場合には、すみやかに短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用**に移行し、繰上償還***を行います。

* 1万口当たりの基準価額とし、支払済みの収益分配金(税引前)を含みません。

** 安定資産による運用開始以降も繰上償還日までは、基準価額は市況動向等の影響を受けるため、基準価額*が11,000円を下回ることがあります。

*** ただし、2017年1月11日以降に基準価額*が、11,000円以上となった場合には、すみやかに安定資産による運用への移行は行いますが、繰上償還をせず、満期償還として対応します。

基準価額、償還価額が11,000円以上となることを示唆・保証するものではありません。

お申込みから償還まで



ハイブリッド証券とは？

ハイブリッド証券とは、企業の資金調達手段の一つで、法的弁済順位*が債券と株式の中間に位置する有価証券です。主に、期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券、優先株式等があります。自己資本の増強が求められる日本の金融機関が様々なハイブリッド証券を多数発行しています。

*法的弁済順位とは、発行体が破綻等となった場合において、債権者等に対する残余財産の弁済順位をいい、弁済順位の高いものから弁済されます。



上記はハイブリッド証券の特性の一部を単純化して示したものであり、すべてのケースにあてはまるとは限りません。

ファンドの概要

ファンド名	日本金融ハイブリッド証券ファンド（繰上償還条件付）2012-07
商品分類	単位型投信／海外／その他資産（ハイブリッド証券）
属性区分	その他資産（ハイブリッド証券）／年4回／グローバル（日本を除く）／為替ヘッジあり（フルヘッジ）
購入の申込期間	2012年7月9日から2012年7月31日まで
購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	1口当たり1円
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
換金申込不可日	ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、換金のお申込みを受けません。
信託期間	2017年2月10日まで（設定日 2012年8月1日） ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	委託会社は、2017年1月10日までの間に基準価額（支払済みの収益分配金（税引前）を含みません。）が11,000円以上となった場合には繰上償還させます。 また、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることができます。
決算日	原則、3月、6月、9月、12月の各14日。（休業日の場合は翌営業日） ※初回決算日：2012年12月14日
収益分配	毎決算時（年4回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	300億円
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
受託会社	株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
販売会社	東海東京証券株式会社、宇都宮証券株式会社、西日本シティTT証券株式会社

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドに係る手数料等について

■投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.7%を乗じた額です。
■投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	当ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.9975%（税抜0.95%）です。
その他の費用・手数料	監査報酬、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、ご投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。

ファンドに係るリスクについて

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

①ハイブリッド証券（期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券等）への投資に伴う固有のリスク

●弁済順位について

ハイブリッド証券は、一般的に法的な債務弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。発行体の倒産や債務不履行があった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。また、発行体の倒産や国有化などの場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく減少すること、または価値がなくなることもあります。当ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

●繰上償還について

ハイブリッド証券は、一般的に繰上償還条項が設定されており、繰上償還日に償還されることを前提に取引されています。市況動向等により予定通りに繰上償還が実施されない場合や、繰上償還されないと見込まれる場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落することがあります。

●利息・配当の支払いについて

ハイブリッド証券に利息・配当の支払い繰延条項がある場合、発行体の著しい業績悪化等により、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

●制度変更等に関わるリスク

将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

②業種・銘柄集中投資のリスク

当ファンドは、日本の金融機関グループ（銀行本体およびそれぞれの子会社、関連会社を含みます。）が発行するハイブリッド証券に集中的に投資するため、個別の金融機関の業績・財務状況等に加え、金融業界全体に対する法令、規制等の変化による影響を受けます。したがって、幅広い業種に分散して投資するファンドと比べて基準価額の変動が大きくなる場合があります。

③流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、当ファンドが組入れるハイブリッド証券は、一般的に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

④価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤信用リスク

有価証券の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている有価証券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、有価証券の価値がなくなることもあります。ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

また、当ファンドが組入れるハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して、低い格付が格付機関により付与されています。

⑥為替変動リスク

当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行いますが、全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

＜その他の留意点＞

①クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

②収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

③繰上償還に関するリスク

当ファンドは、2017年1月10日までの間に、基準価額（支払済みの収益分配金（税引前）を含みません。）が11,000円以上となった場合は、すみやかに短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用に移行し、繰上償還を行います。ただし、2017年1月11日以降に基準価額（支払済みの収益分配金（税引前）を含みません。）が、11,000円以上となった場合には、すみやかに安定資産による運用への移行は行いますが、繰上償還はせず、満期償還として対応します。

※安定資産による運用開始以後も繰上償還日までは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、基準価額（支払済みの収益分配金（税引前）を含みません。）が11,000円を下回ることがあります。

繰上償還となった際は、可能な限りすみやかに行うことを目指しますが、信託事務処理の状況等によっては、繰上償還までに日数がかかる場合があります。

④当ファンドは、ハイブリッド証券を主要投資対象としますが、発行・流通市場の需給関係等によっては、当初設定時の組入れに時間がかかることや、組入れたハイブリッド証券の繰上償還により、ハイブリッド証券の組入比率が低い状態が続く場合があります。

ご注意事項

- ・当資料は、ニュースリリースとして損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- ・当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。
- ・投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。
- ・投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）を予め、または同時に渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。